

日本年金機構の設立に必要な事項を定める省令案の概要

本省令は、日本年金機構法（以下「法」という。）に委任された省令事項のうち、法の公布日施行に係るものであり、日本年金機構（以下「機構」という。）の設立のための事前準備として必要な事項を定めるものである。

※ 下記以外の省令事項については、別途、機構の設立までに制定する。

1. 設立委員が作成し厚生労働大臣の認可を受けるべき規則等（法附則第5条関係）

- 機構が設立時より公的年金制度に関する業務を円滑に実施することができるよう、設立委員は、業務方法書、制裁規程その他省令で定める規則を事前に作成し、厚生労働大臣の認可を受けることとされている。

省令において定める規則として、厚生年金保険法等に規定する「滞納処分等実施規程」、国民年金法等に規定する「滞納処分等実施規程」を定めることとする。

○日本年金機構法〔平成19年法律第109号〕

附 則

（設立委員等）

第五条 （略）

3 設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4・5 （略）

2. 設立委員による職員の採用に係る事項（法附則第8条関係）

- 設立委員は、社会保険庁長官を通じ、社会保険庁職員に対し、機構の職員の労働条件及び採用基準を提示して募集を行うこととされている。

省令においては、労働条件の内容となるべき事項として、次に掲げるものを定めることとする。

- ① 労働契約の期間に関する事項
- ② 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- ③ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに職員を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- ④ 賃金（退職手当及び⑧に規定する賃金を除く。以下この④において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- ⑤ 健康保険法による健康保険、厚生年金保険法による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項
- ⑥ 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
- ⑦ 退職手当の定めが適用される職員の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- ⑧ 臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与及び次に掲げる賃金並びに最低賃金額に関する事項

- ・ 1か月を超える期間の出勤成績によって支給される精勤手当
- ・ 1か月を超える一定期間の継続勤務に対して支給される勤続手当
- ・ 1か月を超える期間にわたる事由によって算定される奨励加給又は能率手当

- ⑨ 職員に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
- ⑩ 安全及び衛生に関する事項
- ⑪ 職業訓練に関する事項
- ⑫ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑬ 表彰及び制裁に関する事項
- ⑭ 休職に関する事項

○ また、社会保険庁職員に対する機構の職員の労働条件及び採用基準の提示の方法については、これらを記載した書面を社会保険庁の職員に交付することにより行うほか、社会保険庁職員が勤務する場所の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることにより行うことを定めることとする。

○ 社会保険庁長官は、機構の職員となることに関する社会保険庁職員の意思を確認し、採用基準に従って機構の職員となるべき者を選定し、名簿を作成して設立委員に提出することとされている。

省令においては、以下の事項を定めることとする。

- ・ 社会保険庁職員の意思の確認については、書面により行う。
- ・ 設立委員に提出する名簿には、機構の職員となるべき者の氏名、生年月日、所属する機関又は法人の名称、所属する部署及び役職名を記載する。
- ・ 上記の名簿には、設立委員又は学識経験者のうちから厚生労働大臣の承認を受けて選任する者からなる会議が必要と認める書類及び当該職員の選定に際し判断の基礎とした資料を添付する。

○日本年金機構法〔平成19年法律第109号〕

附 則

(職員の採用)

第八条 設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を提示して、機構の職員の募集を行うものとする。

2 社会保険庁長官は、前項の規定によりその職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準が提示されたときは、機構の職員となることに関する社会保険庁の職員の意思を確認し、機構の職員となる意思を表示した者の中から、当該機構の職員の採用の基準に従い、機構の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。

3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、設立委員から採用する旨の通知を受けた者であってこの法律の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、機構の成立の時に於いて、機構の職員として採用される。

4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方法、第二項の規定による職員の意思の確認の方法その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5・6 (略)

3. 施行期日（公布日）

平成20年11月下旬（予定）